

市第83号議案

横浜市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定

次のように横浜市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する。

平成19年12月7日提出

横浜市長 中田 宏

1 郵便局の名称

青葉台郵便局

横浜奈良郵便局

2 取扱事務

- (1) 戸籍謄本（その交付の請求を行うために郵便局に来局する者（以下「請求者」という。）に係る事項が記載されているものに限る。）、戸籍抄本（その交付の請求者に係る事項のみが記載されているものに限る。）並びに戸籍の全部事項証明書（その交付の請求者に係る事項が記載されているものに限る。）及び個人事項証明書（その交付の請求者に係る事項のみが記載されているものに限る。）の交付（当該交付に係る手数料が免除されるものを除く。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (2) 外国人登録原票記載事項証明書（その交付の請求者に係る事項のみが記載されているものに限り、当該登録原票が閉鎖されているものを除く。）の交付（当該交付に係る手数料が免除されるものを除く。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (3) 住民票の写し（全員の写しにあってはその交付の請求者に係る事項が記載されているものに、一部の写しにあってはその交付の請求者に係る事項のみが記載されているものに限る。）及び住民票記載事項証明書（その交付の請求者を含む世帯の全員

に係る事項が記載されているもの又はその交付の請求者に係る事項のみが記載されているものに限り、その交付の請求者が提示した書面等に証明するものを除く。) の交付（当該交付に係る手数料が免除されるものを除く。）の請求の受付及び引渡しに関する事務

(4) 戸籍の附票の写し（全員の写しにあってはその交付の請求者に係る事項が記載されているものに、一部の写しにあってはその交付の請求者に係る事項のみが記載されているものに限る。）の交付（当該交付に係る手数料が免除されるものを除く。）の請求の受付及び引渡しに関する事務

(5) 印鑑登録証明書（その交付の請求者に係る事項のみが記載されているものに限る。）の交付（当該交付に係る手数料が免除されるものを除く。）の請求の受付及び引渡しに関する事務

3 取扱期間

平成20年1月28日から平成22年3月31日まで（戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書にあっては、電子情報処理組織による戸籍事務の取扱開始日から平成22年3月31日まで）

提 案 理 由

横浜市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定したいので、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により提案する。